令和７年（再ロ）第２号
和歌山市和佐関戸82番地57
再生債務者　江口　雅俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第１号
千葉県印西市木下1375番地１
再生債務者　鎌田　時久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再ロ）第１号
茨城県土浦市板谷五丁目669番地17　ビレッジハウス中貫２―404
再生債務者　岡野　厚子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月17日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第１０号
兵庫県西宮市甲子園口一丁目４番19号
申立人　辻本　由美
広島県福山市草戸町四丁目17番15号
申立人　柿原　千枝
埼玉県鶴ヶ島市脚折町四丁目13番40号
申立人　山中　基充
東京都練馬区大泉町１丁目18番６号
申立人　宮本　浩次
東京都大田区新蒲田一丁目６番６号
申立人　山中　祥子
東京都墨田区押上三丁目24番９－303号
申立人　山中　順也
兵庫県神戸市灘区中郷町三丁目３番７号グランフォレスト神戸六甲406号
申立人　山中　由美枝
兵庫県明石市中崎二丁目７番31－204号
申立人　山中　光生
兵庫県西宮市獅子ケロ町４番48号
申立人　助永　裕紀
奈良県生駒市東生駒四丁目500番地32
申立人　山中　純子
奈良県生駒市東生駒四丁目500番地32
申立人　山中　真観
奈良県生駒市東生駒四丁目500番地32
申立人　山中　完仁
亡山中清博の最後の住所　大阪府東大阪市西石切町一丁目５番17号　パルティール新石切101号
所在等不明共有者　亡山中清博相続財産
届出期間満了日　令和９年１月６日
令和８年９月14日
長野地方裁判所松本支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　北安曇郡白馬村大字北城字大道上
地番　1278番33
地目　宅地
地積　191.33平方メートル
所在等不明共有者の持分　５分の１
2　所在　北安曇郡白馬村大字北城字大道上
地番　1278番34
地目　宅地
地積　460.33平方メートル
所在等不明共有者の持分　５分の１

令和８年（チ）第１０号
熊本県玉名市天水町小天8289番地
申立人　上野　勝弘
住居所不明
（最後の住所鹿児島県鹿児島市城南町2番4号メゾン城南407号）
所在等不明共有者　川上　崇弘
届出期間満了日　令和9年1月14日
令和8年9月14日
熊本地方裁判所玉名支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　玉名郡玉東町大字稲佐字馬場
地番　４２９番３
地目　宅地
地積　73.77平方メートル
所在等不明共有者の持分　３０分の１
以上

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１０号
北九州市小倉北区城内1番1号
申立人　北九州市長　武内　和久
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）
別紙物件目録1及び2につき北九州市八幡東区大字枝光1141番地の1
別紙物件目録3につき北九州市八幡東区大字枝光1113番地
別紙物件目録4及び5につき北九州市八幡東区諏訪2丁目5番4号
所有者　亡重富ツヤ子相続財産
（不動産登記記録上の氏名）
別紙物件目録1及び2につき重富繁藏
別紙物件目録3につき重富繁藏
別紙物件目録4及び5につき重富ツヤ子
届出期間満了日　令和8年11月13日
令和８年9月14日
福岡地方裁判所小倉支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　北九州市八幡東区諏訪2丁目
地番　1142番10
地目　宅地
地積　413．10平方メートル
2　所在　北九州市八幡東区諏訪2丁目
地番　1142番41
地目　宅地
地積　96．16平方メートル
3　所在　北九州市八幡東区大字枝光字白谷1137番地１
家屋番号　1137番１
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　33．05平方メートル
4　所在　北九州市八幡東区大字枝光字白谷1144番地１
家屋番号　1144番１
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　46．28平方メートル
5　所在　北九州市八幡東区大字枝光字白谷1141番地１
家屋番号　1141番１
種類　居宅
構造　木造鉄板葺平家建
床面積　19．83平方メートル

令和８年（チ）第５号
堺市北区長曽根町130番地42－310号
申立人　エス・エム・エス株式会社
住所・居所　不明
（亡吉井重雄の不動産登記記録上の住所）堺市上野芝町５丁７番４号
所有者　亡吉井重雄相続財産
届出期間満了日　令和８年11月４日
令和８年９月14日
大阪地方裁判所堺支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　堺市西区上野芝町５丁
地番　730番11
地目　宅地
地積　130．99平方メートル
2　所在　堺市西区上野芝町５丁730番地11
家屋番号　730番11
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　29．12平方メートル
２階　29．１２平方メートル
以上